

# 刃物の携帯違反について

銃砲刀剣類所持等取締法では、包丁やナイフなどの刃物は、業務や正当な理由がある場合を除いて、携帯することが禁止されています。



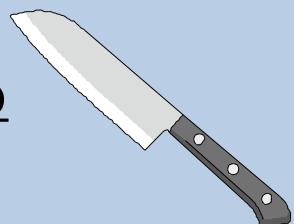
携帯が禁止される刃物は

①刃体の長さが6cmをこえる

包丁、カッターなど

②刃体の長さが8cmをこえる

はさみ、折りたたみナイフなど



※ ②は刃体の長さが規定以下であっても6cmをこえる場合には、幅、厚み、形状などにより携帯が禁止になる場合あり

携帯が禁止される場合はどんな時ですか？



業務や正当な理由がない場合です。

例えば

●犯罪に使用する

●無目的で持ち歩く

●護身用



などの理由は正当な理由になりません。違反した場合は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金となります。

※ 規定以下の刃物でも携帯は軽犯罪法違反となる場合がありますので注意して下さい